

「消防職員の団結権のあり方検討会」ヒヤリング 資料

消防職員ネットワーク
会長 菅沼 宏之

1 消防職員の団結権保障を前提に検討をすすめていることに感謝いたします。

2 消防職員ネットワークとは

日本中の消防職員が情報交流のできるようなネットワークづくりすることを目的とした、消防職員の自主的組織です。

- 1) ILO87号条約へのとりくみ
- 2) 国際人権規約へのとりくみ
- 3) 消防職場問題学習会を開催
- 4) 消防広域化問題のとりくみ

3 団結権が保障の意義

- 1) 消防職場環境の改善に役立つ
- 2) 「安心・安全のまちづくり」
- 3) 「消防・救急・救助・防災」の専門分野でさらに活躍が期待

4 消防職員委員会について

- 1) 消防職員委員会制度は運営の限界
- 2) 職員からの信頼がない

5 団結権が保障されていないために裁判になった例

- 1) 東備消防組合本部では
- 2) 稲沢消防本部では

6 今までの検討会を踏まえた意見として

- 1) 指揮命令系統の乱れはありません。
- 2) 現場のチームワークがより一層に強固になる。
- 3) 地域住民のための団結権保障

2007年4月1日

ILO事務局

ファン・ソマビア事務局長 様

日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 駒場忠親

消防職員ネットワーク
会長 菅沼宏之

日本国における消防職員の団結権保障問題に関する報告

(報告の提出者)

日本自治体労働組合総連合（自治労連）は、日本の地方自治体に働く地方公務員労働者の産業別労働組合の一つで、日本の労働組合のナショナルセンターである全国労働組合総連合（全労連）に加盟しています。1989年11月に設立され、現在30地方組織に約21万人が加盟しています。自治労連には、地方自治体に働く、一般事務職、医療・看護関係、保育、清掃などの地方公務員労働者が組織されています。

消防職員ネットワーク（FFN）は、1997年5月に結成され、現在約1000人の消防職員が加入しています。本会の目的のひとつが、約15万5千人の消防職員の団結権保障を早期に実現することです。会の中心メンバーは、1995年と1997年にILO本部を訪れ、結社の自由部部長のベルナルド・ジェルニゴン氏に団結権問題について要請しました。

自治労連と消防職員ネットワークは、1998年6月、2000年10月、2002年10月、2004年9月、2005年12月にレポートをILOに提出しています。

(報告の目的)

2002年11月21日の第285期ILO理事会・結社の自由委員会は、「日本の法制度と慣行がILO87号、98号条約に違反している」として、「公務員制度改革の意義と内容についてすべての関係者と全面的で率直かつ意味のある交渉・協議をすみやかにおこなえ」と勧告しました。この協議には、6項目の検討事項が明記され、その筆頭で「消防職員と監獄職員に自らの選択に基づく団体を設立する権利を与えること」をあげています。

2005年に日本政府は、ILOへの年次報告で、「消防組織が警察組織の一部を構成しているとの主張はとっていない」としながらも、「消防職員の権限は、行政作用としては「警察」に分類できるものもある」としています。ILO87号条約の第9条でいう『警察』とは、警察組織そのものを指しており、消防の権限が「警察」に分類できるかをいっているわけではありません。それゆえ、行政上の分類として、日本の消防に警察のような「権限」があると主張する政府見解は、詭弁です。政府が力説する警察のような「権限」を有する行政機関（労働基準監督署、入国管理局、国税局など）でも、

消防職員以外には、団結権が認められています。

自治労連と消防職員ネットワークは、2005年12月にILO事務局長宛に、「日本国における消防職員の団結権保障問題に関する報告」を提出しました。この報告で私たちは、2005年政府年次報告にある「消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正」が同年8月1日に施行されたのを受けて、予想できる問題点を指摘しました。

私たちは今回、以下の点をILOに報告します

私たちは、「消防職員委員会の組織および運営の基準」の一部改定により、消防本部がこの「改善事項」をどの程度履行したかを消防職員ネットワークの役員が所属する8つの消防【川口市消防(埼玉県)、習志野市消防(千葉県)、豊橋市消防(愛知県)、京都市消防(京都府)、宇治市消防(京都府)、東備消防組合(岡山県)、南国市消防(高知県)、北九州市消防(福岡県)】を対象に調査しました。その調査で、このたびの消防職員委員会制度の「改善事項」が消防職員の団結権問題の改善策になっていないことが明らかになりました。

また、岡山県と愛知県で、消防職員が勤務条件等の問題で市当局を訴える裁判が現在、係争中です。これは、消防職員委員会では解決できない問題です。

(報告の内容)

1 2006年・消防職員委員会運用状況 (別表参照)

①意見募集期間と委員会開催日

政府報告にある「年度前半に開催することを常会とする」とあるように、委員会開催日はいずれの消防本部も年度前半に委員会を開催している。意見募集期間が、10日から半月程度の消防と1か月余りの消防とがある。京都市消防局は年間を通じて、職員からの意見を受け付けている。川口市消防本部では、①意見とりまとめ者宛に1週間、消防職員委員会事務局宛に1週間、計2週間受け付けている。また、消防職員委員会事務局宛に郵送でも、意見を受け付けている。この場合、意見受付の最終日の消印があるものまでが有効である。

どこの消防本部でも委員会は年に1回だけの開催である。消防が業務を遂行していく際にさまざまな問題がおきているので、問題にすぐ対応できるように、少なくとも年4回、委員会を開催すべきである。

②意見提出者への審議結果の通知

意見提出者に審議結果を通知した消防は、8つの消防のうち、4つの消防である。東備消防組合では、所属長宛にさえ、審議結果を通知していない。

③審議結果に対する消防長の意見が全職員に周知されたか

東備消防組合と南国市消防本部では、審議結果に対する消防長の意見が出ていない。その他の6つの消防では、所属長宛の文書などで全職員に周知された。

④意見取りまとめ者

川口市消防本部と習志野市消防本部では、「意見取りまとめ者」が機能していない。川口市消防本部では、意見取りまとめ者宛にではなく、消防職員委員会事務局宛に意見提出することもできるので、このような現象がおきたと推察できる。

意見取りまとめ者が消防職員委員会事務局に補足説明をしたのは、北九州市消防局だけである。

意見取りまとめ者が、消防職員委員会事務局に同委員会の運用について述べている消防はない。

⑤審議事項外の意見

消防職員委員会制度がスタートしてから、消防組織法第14条の5に規定する内容でないとして、職員から消防職員委員会事務局に提出された意見が事務局の判断で却下されることがたびたびある。たとえば、次のような意見である。(a)消防力の基準に基づき救急隊を2隊増やすこと、(b)重大な労災事故が発生したときにはただちに安全委員会を開催すること、(c)意見提出者が消防職員委員会に出席して、提出した意見の主旨説明や改善点を述べられるようにすること、(d)消防職員を傍聴できるようにすること、などである。

以上の調査結果から明らかなように、消防職員ネットワークの役員が所属し一定の自主的な活動が行なわれている8つの消防の消防職員委員会さえ、開催回数や審議結果の通知など形式上も不十分であり、また重要な問題が消防職員委員会審議対象から除外されているなど消防職員委員会の限界を示しています。

ましてや自主組織のない多くの消防本部における消防職員委員会では、形式的には消防職員委員会が開催されていても、管理職の側の一方的な主張・結論が上意下達的に押し付けられているのみで、意思疎通が十分にはかかられているとは言いがたい現状ではないかと容易に推測されます。

したがって、「消防職員委員会の組織及び運営の基準」が一部改定されたものの、消防職員委員会が団結権にかわるものではないことは引き続き明らかです。

2 消防自主的組織が提訴

2005年9月5日に岡山県の東備消防組合の東備消防職員協議会の2人が岡山地方裁判所に提訴しました。訴状の内容は、おもに未払い賃金の請求、年次休暇申請拒否問題及び自主的組織の会員に対する消防当局の弾圧を問題にしています（この件は05年12月の報告書で報告しました）。

さらに本件係争中の2006年10月26日に、東備消防職員協議会は新たに岡山県人事委員会に勤務条件に関する措置要求をしました。その結果、2007年2月14日、岡山県人事委員会が東備消防組合消防本部に、条例の運用を改善する旨の勧告をおこない、同年3月7日付けで管理者から当協議会に、人事委員会の勧告を尊重する旨の回答がありましたが、いまだに履行されていません。

また、2006年1月26日に愛知県の稲沢市消防本部の職員43人が未払いになっている夜間手当と時間外勤務手当の支給などを消防当局にもとめて名古屋地方裁判所に提訴しました。当初は愛知県人事委員会に勤務条件に関する措置要求をしようとしたのですが、市町村合併により当該当局が解消したために、措置要求の対象相手がいなくなりました。そのため裁判にふみきりました。

いずれの裁判も、現在係争中です。この2つの裁判で争点になっている問題は、消防職員委員会では改善されませんでした。他の公務職場では、これらの問題は団体交渉で何度も話し合わせ、裁判にいたらず、迅速に解決するのが普通です。

以上から、日本政府がILO87号条約の批准国として、ILO・結社の自由委員会「勧告」に沿った是正措置を取るよう強く働きかけていただくよう要請いたします。

消防職員委員会開催状況調査

調査項目 消防本部	意見募集期間	委員会開催日	委員会事務局関連			審議結果
			意見提出者に審議結果を通知したか	審議結果に対する消防長の意見が全職員に周知されたか	意見取りまとめ者について	
北九州市消防	4月17日～5月22日	7月24日	個人宛通知済。	全職員に周知された。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明をしている。 ③運用に関して述べていない。	A=1 B=4 C=0 D=9 所属対応1件
東備消防組合	7月19日～8月18日	9月13日	意見提出者はおろか、所属宛さえにも通知等はなし。	消防長の意見が出していない。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	B=1
南国市消防	8月8日～8月18日	9月12日	通知なし。	消防長の意見が出していない。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=11 B=3 C=5
宇治市消防	6月1日～6月16日	8月28日	個人宛通知済。	各所属宛に通知。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=2 B=3 D=1
京都市消防	年間を通じて募集している。ただし、開催日の約2カ月前に締め切る。	7月18、19日	個人宛通知済。	全職員に周知された。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=4 B=4 C=1 D=2
豊橋市消防	6月20日～7月20日	9月13、14日	個人宛通知済。	全職員に周知された。	①意見を取りまとめている。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=6 B=8 C=17 D=8
川口市消防	①意見取りまとめ者宛6月13～6月19日 ②総務課宛6月20日～6月26日	7月25日	所属宛に通知。	各所属宛に通知。	①意見を取りまとめていない。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	B=2 D=3
習志野市消防	5月1日～6月8日	7月11日	所属宛に通知。	各所属宛に通知。	①意見を取りまとめていない。 ②補足説明なし。 ③運用に関して述べていない。	A=4 B=5 D=2



A 支給されます 請求を早く 労基法の「管理監督者」には該当せず

Q 管理職手当受給の隊長に時間外勤務手当等は支給されるのか

私は、消防隊の隊長です。役職は主幹です。現場に出動すれば、私が指揮をとります。管理職手当の支給を受けていますが、夜間に出動しても、時間外勤務手当、夜間勤務手当はもらっていません。祝日に出動しても休日勤務手当はもらっていません。名古屋高裁で、管理職手当の支給を受けている人も、時間外勤務手当等がもらえるとの判決が出たと聞きましたが、私の場合はもらえるのでしょうか。


労働基準法41条2号に「管理監督者」という言葉が出てきます。管理監督者に対しては、残業手当を支払わなくてもよいことになっています。

この「管理監督者」の意味については、既に判例は確定しており、「経営者と一体的な立場において、労働時間、休憩および休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されるような重要な職務と責任、権限を付与され、実際の勤務態様も労働時間等の規制にないまじりな立場において、その一方で、賃金等の待遇面でも他の一般の従業員に比してその地位に相応しい優遇措置が講じられていること」や、自己の労働時間を自ら管理できることから、労基法の労働時間等に関する規制を及ぼさなくてもそのほかにかかることはないかと考えられることとなります。

名古屋高裁で明確な判決の定義からすれば、消防隊の隊長であっても、自分の労働時間を管理されている者は、管理監督者とは言い難いのは明らかでしょう。一般に、消防署で、管理監督者と呼ばれるのは消防署長や、それに準じる人くらいです。質問の中に出てくる名古屋高裁平成21年11月11日判決は、質問者同様、現場指揮を執っていた主幹・副主幹について、管理職手当はもらっていても管理監督者ではないと明確に結論づけています。そして、彼らに対し、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当の支給を命じて

宝物発見

ティーグラウンド
消防職員ネットワーク
前役員 中村 茂さん



私の住居は、神戸市北区上津台(神戸北プレミアムアウトレットが隣接)で緑の多い街です。そんな私の家の庭にはティーグラウンドがあります。30㎡程度ですが素晴らしい芝生に仕上がっています。もちろん孫(結羽)も大事な宝物ですが…。

よって、あなたの場合も、もっていない時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当を請求できません。給与である以上2年で消滅時効にかかりますので、早く請求した方がよいですよ。

(弁護士 福井 悦子)

あなたは、知っていますか。本紙の消防Q&Aで明らかになったように、管理職手当を支給されている消防職員に時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当が支給されます。そのためには給与条列を改正する必要があります。改正するためには、一定の運動がとめられるので、職員の団結が必須になります。

(細井郁秀)

編集後記

消防職員の団結権のあり方に関する検討会

第1回・第2回開催



団結権のあり方検討会(2010年1月22日)

消防職員の団結権のあり方に関する検討会 構成員(五十音順)

座長 小川淳也(おがわじゅんや)	総務大臣政務官
青山佳世(あおやまかよ)	フリーアナウンサー
荒木尚志(あらかたかし)	東京大学大学院教授
岡本 博(おかもとひろし)	全日本自治団体労働組合書記長
川田弘二(かわたこうじ)	茨城県稲敷郡阿見町長
菅家一郎(かんけいちろう)	福島県会津若松市長
吉川隆子(きしかわとしこ)	慶應義塾大学准教授
木村裕士(きむらひろし)	日本労働組合総連合会総合企画局長
迫 大助(おこだいすけ)	全国消防職員協議会会長
下井康史(しもいやすし)	新潟大学大学院教授
辻 琢也(つしたくや)	一橋大学大学院教授
人羅 格(ひとらただし)	毎日新聞社論説委員
三浦孝一(みうらたかいち)	京都市消防局長

昨秋の総務大臣発言「消防職員の団結権の付与を検討するよ」(総務省に指示)を受け、1月から「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」(以下、「団結権のあり方検討会」と記す)が総務省で二度開催されました。その概要をお伝えします。

団結権のあり方検討会の第1回が1月22日午後2時から4時まで、第2回が2月26日午前10時から正午まで総務省で開かれました。民主克が掲げる政治主導を反映して、検討会の座長には、総務省政務官の小川淳也が就任されました。

3月26日に団結権のあり方検討会第3回(実態調査)が埼玉県内の消防本部で開催されました。視察先は、春日部市、越谷市、吉川松伏消防組合の各消防本部です。小川政務官ほか検討会委員が訓練の様子や施設を視察しました。あわせて職員との意見交換がありました。

●今後のスケジュール
●4月、5月に関係者・関係団体へのヒアリング

●夏にこれまでのヒアリング・意見交換等を踏まえて論点整理、意見交換(2回程度)
●秋に、取りまとめに向けて基本的な考え方について意見交換(とりまとめ(2回程度))
●今年の秋には報告書がまとめられます。なお、消防職員ネットワークと自治労連へのヒアリングが5月21日に実施予定です。

また、関係団体は10対象あります。自治体関係団体には、全国市長会、全国町村会、全国知事会があります。消防関係団体には、全国消防長会、日本消防協会があります。

3月3日に全国消防長会会長から全国の消防長あてに、「消防職員の団結権付与等に対する意向調査について」というアンケートの依頼が発信されました。回答期限が3月10日でした。この結果がヒアリングで発表されると推察されます。また、3月に全国市長会でもすべての市長あてに「消防職員の団結権に関するアンケート」の依頼がありました。回答はインターネットを利用して行われました。団結権のあり方検討会の議事録や資料は総務省ホームページに公開されています。

東備消防裁判

初回控訴審

市民の消防とするために

東備消防妨害差止め等請求訴訟初回控訴審が2月23日午前11時から広島高裁岡山支部201号法廷で行われました。

本控訴審は、東備消防職員協議会会員への嫌がらせ差止めと損害賠償の請求を争った案件で、昨年10月の原告請求棄却を受けて行われました。

初回控訴審は、弁護団の近藤弁護士が控訴状申述が行われ、約30分程度で閉廷となりました。

第2回は陳述書、証拠資料の提出などの準備期間を経て、4月13日10時30分

ら行われることになりました。

回結権獲得のさきがけに

閉廷後、岡山弁護士会館2階会議室での報告集会において記者会見を行いました。

控訴人代表の上河さんが、「被控訴人の虚偽の証

言が採用されるような裁判では司法の信頼は得られない。職員の士気を上げ、市民の消防とするためにも必ず勝ち抜く」と述べました。

また、消防職員ネットワークの松永副会長は「東備消防の若い職員もたくさん傍聴に訪れており、支援の広がりを感じている。回結権獲得に向けてのさきがけとなるよう、消防職員ネットワークも全面的に支援していく」と述べました。

稲沢市消防裁判

「名ばかり管理職」事件 続報

平成18・19年の未払い手当受給

昨秋11月の名古屋高裁での判決後、稲沢市消防当局は、管理職でない職員が「管理職手当」を受給したことは不当利得にあたるとして、原告に「管理職手当」10年間分を返還するよう求めました。原告はこの返還に応じていません。返還には議会の承認が必要になります。原告は平成18年と19年の未払い手当を受給しました。

現在、原告は20年と21年の未支給手当の受給を求め訴訟の準備をしています。

▲東備消防裁判 (2010年2月23日)



裁判状況

京都市消防職員ネットワークの会

総会開催 2月19日



総会とあわせて 緑川氏の講演

2月19日に京都市消防職員ネットワークの会は、2009年度総会を京都市消防局職員厚生会保養所音羽寮で開催しました。総会とあわせて「今役立つ消防活動キーパー

ド」(近代消防社)著者の緑川久雄さんを講師に招き、消防活動の勉強会を行いました。

若い職員中心に 変化する消防の勉強

勉強会は、木村副会長の挨拶ではじまりました。松永副会長が消防現場を取り巻く二つの問題として消防の広域化問題、いま総務省がすすめている「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」についての説明がありました。

緑川さんが「新時代の警防活動」と題する講演をしました。参加者は緑川さんの熱弁に耳を傾けていました。

変化する消防現場の現状と安全管理を中心とした勉強会をするともに、会の活動の普及を目的に実施しました。会員だけでなく一般職員に対しても広く参加を呼びかけました。



緑川氏講演に聴き入る参加者

緑川久雄氏 講演

「新時代の警防活動」要旨

災害現場でいかにたたらうか、消防の威信を高めてきた先人の技術と理論を次の世代を担う職員に伝えるのが、私たちの使命である。

政治も職場も変わる中で

そして「新時代の警防」に

自治労連弁護団・消防問題担当者会議 概要

団結権問題や裁判について討議 2月18日



担当者会議の様子(2010年2月18日)

2月18日に京都市で自治労連弁護団・消防問題担当者会議が開催されました。その概要をお伝えします。

消防現場問題を消防職員ネットワーク役員が自治労連弁護団の弁護士とともに考える会議です。

- 1 報告事項
 - (1) 担当者会議前回の報告
 - (2) 消防職員ネットワークの活動
- 2 討議事項
 - (1) 「消防Q&A」の設問の検討
 - (2) 消防職員の団結権問題について
 - (3) 東備消防・裁判等の状況について
 - (4) 消防広域化の推進状況報告
 - (5) 稲沢消防裁判判決後の原告のうごき・職場の動向

ついて学ばなければならぬ。「新時代の警防」とは、戦後初めての政権交代があり、政治主導で行政が行われている。私達は自分達の組織の上にいる人達の考えを汲み取っていかねばならない。消防の広域化や道州制の導入などが議論されるなかで、地方自治の形も変わりつつある。そして消防職員の団結権のあり方についても政治主導で行われている。

新時代に対応する基本は 憲法第15・28条と消防組織法第1条

消防組織内の世代交代がどんどん進んでいる。

自らが学び、消防の力量を増していき、市民の信頼を得ることができている。

安全管理の基本が自己防衛とされてきたが、指揮者が一人で隊員の安全を図ることに限界があるため、組織的に厳格な指揮をおこなう仕組みが必要になってくる。

新時代に対応する消防の任務の三つの基本は、憲法第15条2項(全体の奉仕者)、憲法第28条(勤労者の団結権)、消防組織法第1条(消防の任務)である。

消防の任務と団結権を考えると、消防に関する情報が市民に伝わらないことで一番不利を受けているのは市民である。市民の声を吸い上げ、職員が発言できる体制が必要になってきている。